

生活福祉資金貸付制度のご案内

1 生活福祉資金貸付制度とは

昭和30年に民生委員の世帯更生運動から創設された資金制度で、他の貸付制度等が利用できない所得の低い世帯、障害を持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、地区の担当民生委員の援助と指導に併せて、資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進、並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

2 利用できる世帯

- (1) 市町村民税が非課税・均等割課税程度の低所得世帯(収入基準があります。)
 - ※失業等により所得が減少し、現在、上記の状態と同等であると認められる世帯も含みます。
- (2) 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の手帳の交付を受けている方がいる世帯
- (3) 日常生活上療養または常時介護を要する65歳以上の高齢者がいる世帯(収入基準があります。)

3 利用できない世帯

- (1) 暴力団員が属する世帯
- (2) 現在の居住地に住民登録のない方(住宅手当の申請をしている場合を除く。)
- (3) 債務の返済に充てるために資金を借りようとする方
- (4) 民生委員及び市町村社会福祉協議会の指導援助を拒否する方
- (5) 自立及び償還の見込みがないと認められる世帯 等

※母子世帯と寡婦世帯は同様の貸付制度がありますので、そちらを優先して利用してください。

4 資金の種別・使途

資金は、次の4つの種類に分けられており、使途は限定されています。

資金名	資金の種別	資金の使途	貸付限度額
① 総合支援資金	生活支援費	失業等により生活困窮となった世帯の就職活動・生活に必要な費用 (貸付期間最長12月)	単身 月額15万円以内 2人以上 月額20万円以内
	住宅入居費	住宅の賃貸契約を結ぶための費用(敷金、礼金等)	40万円以内
	一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用	60万円以内
② 福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で一時に必要な費用 (技能習得費、住宅改修費、福祉用具購入費等)	資金の用途に応じて 貸付上限額設定
	緊急小口資金	緊急かつ一時に生計の維持に必要な費用	10万円以内
③ 教育支援資金	教育支援費	高校、専修学校、大学等に就学するために必要な費用 (授業料、学用品の購入費、交通費等)	高校月額3.5万円以内、高専月額6万円以内 短大月額6万円以内、大学月額6.5万円以内
	就学支度費	高校、専修学校、大学等の入学に際して必要な費用	50万円以内
④ 不動産担保型 生活資金	低所得世帯向け	高齢者世帯の生活費 (現在居住しており、一定額以上の資産評価のある不動産を担保に貸付契約を締結)	月額30万円以内
	要保護世帯向け	※要保護世帯向け資金は、保護の実施機関が資産の保有要件を除き保護が必要と認める世帯が対象	保護の実施機関が提示する額の範囲内

東日本大震災により被災した低所得世帯等の方々には次の資金もあります。

生活復興 支援資金	一時生活支援費	生活の復興の際に必要となる当面の生活費(6月以内)	単身 月額15万円以内 2人以上 月額20万円以内
	生活再建費	住居の移転費、家具什器等の購入に必要な費用	80万円以内
	住宅補修費	住宅補修等に必要な費用	250万円以内
緊急小口資金の特例貸付		緊急かつ一時に生計の維持に必要な費用	10万円以内 特別な場合20万円以内

5 借入申込みにあたっての留意事項

- (1) 世帯単位の貸付制度で、申込者は、原則として生計中心者になります。
家族間で資金の借入の目的・内容・返済に対する意思確認が大切です。
- (2) 原則として連帯保証人が必要です。(緊急小口資金・要保護世帯向け不動産担保型生活資金を除く。)
やむを得ない理由により連帯保証人を立てられない場合でも申込みはできます。
- (3) 他の貸付制度等の活用が優先です。(母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫など)
- (4) 総合支援資金を借りられた方は、自立した生活を早く営むことができるよう、市町村社会福祉協議会やハローワーク等の支援・指導を継続的に受けていただきます。
- (5) 世帯の生活の安定を図ることを目的としていることから、相談・申込から返済が終了するまで、お住まいの地域を担当する民生委員が援助活動を行います。
- (6) その他、資金種類ごとに要件、提出書類が定められています。
貸付や返済の条件、申込書の書き方や提出書類などについては、地区の民生委員又はお住まいの市町村社会福祉協議会にご相談ください。

詳しくはお住まいの市町村社会福祉協議会にお問い合わせください。